4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社確認検査機構プラン２１は、平成18年の法改正により平成14年６月20日以降の確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）の保存期間が５年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年６月29日近畿地方整備局建政部長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年１月６日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　監督命令をした年月日　平成23年12月12日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社日本確認検査センター　大阪府大阪市中央区北浜三丁目１番21号　松崎ビル六階　代表取締役　鴨野　政和

3　監督命令の内容　指定確認検査機関である株式会社日本確認検査センターが、法第77条の29第２項の規定により確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）を保存しなければならないにもかかわらず、一部の書類を廃棄したことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成24年１月12日までに提出するとともに、１年以内に監視委員会等による書類存否の点検を実施すること。また、この命令の日から１年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに近畿地方整備局長に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社日本確認検査センターは、平成18年の法改正により平成14年６月20日以降の書類の保存期間が５年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年６月29日近畿地方整備局建政部長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年１月６日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　監督命令をした年月日　平成23年12月12日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社確認検査機構プラン２１　本店　奈良県橿原市八木町一丁目７番39号林田ビル２階　奈良支店　奈良県奈良市大宮町五丁目３番14号不動ビル503号　代表取締役　西田　淳也

3　監督命令の内容　指定確認検査機関である株式会社確認検査機構プラン２１が、法第77条の29第２項の規定により確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）を保存しなければならないにもかかわらず、一部の書類を廃棄したことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成24年１月12日までに提出するとともに、１年以内に監視委員会等による書類存否の点検を実施すること。また、この命令の日から１年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに近畿地方整備局長に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社確認検査機構プラン２１は、平成18年の法改正により平成14年６月20日以降の書類の保存期間が５年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年６月29日近畿地方整備局建政部長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人泉川健一は願により公証人を免ぜられた。（二十三年十一月二十四日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡアーネクスト乗員組合から、安全運航の確保等の要求に関して、平成24年１月17日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（宮城県、千葉県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年１月６日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、新潟労働局の関係労働者を代表する者小林俊夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年１月６日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、新潟労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成24年１月20日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　新潟労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年１月６日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間705円」を「１時間709円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年１月６日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間740円」を「１時間744円」に改める。

国　家　試　験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年一月六日

国土交通大臣　前田　武志